

北海道岩見沢東高等学校

いじめ防止基本方針

平成30年 4 月

1 いじめの防止等の対策に関する基本理念

- (1) いじめの芽はどの生徒にも生じ得るという緊張感を持ち、学校の内外を問わずいじめが行われなくなるようにすること。
- (2) 全ての生徒がいじめを行わないよう、いじめの問題に関する生徒の理解を深めること。
- (3) いじめを受けた生徒の生命及び心身を保護するため、学校全体でいじめの問題を克服すること。

2 いじめの理解

(1) いじめの定義

【北海道いじめの防止等に関する条例第2条】

児童生徒に対して、当該児童生徒が在籍する学校に在籍している等当該児童生徒と一定の人的関係にある他の児童生徒が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であつて、当該行為の対象となった児童生徒が心身の苦痛を感じているもの。

(2) いじめの態様

- 冷やかしたりからかい、悪口や脅し文句、嫌なことを言われる。
- 仲間はずれ、集団による無視をされる。
- 軽くぶつかられたり、遊ぶふりをして叩かれたり、蹴られたりする。
- ひどくぶつかられたり、叩かれたり、蹴られたりする。
- 金品をたかられる。
- 金品を隠されたり、盗まれたり、壊されたり、捨てられたりする。
- 嫌なことや恥ずかしいこと、危険なことをされたり、させられたりする。
- パソコンや携帯電話等で、誹謗中傷や嫌なことをされる。 等

(3) いじめの要因

- いじめは、生徒同士の複雑な人間関係や心の問題から起こるものであり、いじめの芽はどの生徒にも生じる。
- いじめは、単に生徒だけの問題ではなく、パワーハラスメントやセクシュアルハラスメント、他人の弱みを笑いものにしたり、異質な他者を差別したりするといった大人の振る舞いを反映した問題でもあり、家庭環境や対人関係など、多様な背景から、様々な場面で起こり得る。
- いじめは、加害と被害という二者関係だけでなく、はやし立てたり面白がったりする「観衆」の存在、周辺で暗黙の了解を得ている「傍観者」の存在や、学級や部活動等の所属集団の閉鎖性等の問題により行われ、潜在化したり深刻化したりもする。
- いじめを行う背景には、「いらいら感や無気力感を伴うストレス」、「友人等との嫌な出来事などのストレスをもたらし要因」、「競争的な価値観」などが存在していることが明らかとなっている。

そのため、一人一人を大切にしたり分かりやすい授業づくりや、生徒の人間関係をしっかりと把握し、全ての生徒が活躍できる集団づくりが十分でなければ、学習や人間関係での問題が過度なストレスとなり、いじめが起こり得る。

- いじめは、生徒の人権に関わる重大な問題であり、大人も生徒も、一人一人が「いじめは絶対に許さない」、「いじめは卑怯な行為である」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を十分自覚しなければ、いじめから生徒を守り通すことは難しい。

そのため、生徒の発達の段階に応じた「男女平等」、「子ども」、「高齢者」、「障がいのある人」などの人権に関する意識や正しい理解、自他を尊重する態度の育成、自己有用感や自己肯定感の育成を図る取組が十分でなければ、互いの違いを認め合い、支え合うことができず、いじめが起こり得る。

(3) いじめの解消

いじめは、単に謝罪をもって安易に解消とすることできない。いじめが「解消している」状態とは、少なくとも次の2つの要件が満たされている必要がある。

ただし、必要に応じ、被害生徒と加害生徒との関係修復状況など他の事情も勘案して判断するものとする。

① いじめに係る行為が止んでいること

被害生徒に対する心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）が止んでいる状態が相当の期間継続していること。この相当の期間とは、少なくとも3ヶ月を目安とする。ただし、いじめの被害の重大性等からさらに長期の期間が必要であると判断される場合は、この目安にかかわらず、「学校いじめ対策組織」の判断により、より長期の期間を設定するものとする。教職員は、相当の期間が経過するまでは、被害・加害生徒の様子を含め状況を注視し、期間が経過した段階で判断を行う。行為が止んでいない場合は、改めて、相当の期間を設定して状況を注視する。

② 被害生徒が心身の苦痛を感じていないこと

いじめに係る行為が止んでいるかどうかを判断する時点において、被害生徒がいじめの行為により心身の苦痛を感じていないかどうか、また、被害生徒本人及びその保護者に対し、心身の苦痛を感じていないかどうかを面談等により確認する。

いじめが解消に至っていない段階では、被害生徒を徹底的に守り通し、その安全・安心を確保する責任を有する。「学校いじめ対策組織」においては、いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容、情報共有、教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。

いじめの解消の見極めにあたっては、学校や保護者のほか、「学校いじめ対策組織」を活用し、必要に応じてスクールカウンセラーなどを含めた集団で判断することもある。

3 学校と家庭（保護者）の責務

(1) 学校及び教職員の責務

ア 学校の責務

- 学校は、日頃から、学校教育全体を通じ、「いじめをしない」、「いじめをさせない」、「いじめを許さない」集団づくりに努め、生徒が自他の意見に相違があっても、お互いに認め合いながら粘り強く課題を克服していく力や、相手等への影響を考えながら円滑にコミュニケーションを図っていこうとする力を育てる。
- 学校は、生徒の実態やいじめが生まれる背景等を分析し、その結果をもとに、全ての生徒が安心でき、他者から認められていると感じられる「居場所づくり」や他者とかかわり、他者の役に立っていると感じられる「絆づくり」の取組を進める。
- 学校は、生徒が安心して通い、学習や生活ができる場であることが求められることから、単にいじめをなくす取組に留まらず、規律正しい態度で主体的に参加し、活躍できる授業づくりや、好ましい人間関係を基礎に豊かな集団生活が営まれる環境づくりを進める。
- 学校は、いじめの問題の根本的な克服のため、全ての生徒に、心の通う人間関係を構築できる社会性、規範意識や他者の生命を尊重する心などを育むとともに、将来の夢やそれに挑戦する意欲を持たせ、いじめを生まない環境を醸成する。
- いじめの問題に迅速に対応するには、いじめの早期発見が不可欠であることから、学校は生徒のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階からかかわりを持ち、いじめを看過したり軽視したりすることなく、積極的にいじめの認知に努める。
- 学校は、いじめを認知した場合、家庭や関係機関と連携して、直ちにいじめを受けた生徒やいじめを知らせてきた生徒の安全を確保する。いじめたとされる生徒に対しては事情を確認した上で、いじめが行われていた場合は、その保護者と情報共有して別に指導を行い、いじめの非に気付かせ、いじめを受けた生徒への謝罪の気持ちを醸成させるなど組織的に対応する。
- 学校は、保護者、地域住民その他の関係者といじめの問題について協議する機会を設け、認識を共有して、より多くの大人が、生徒の悩みや相談を受け止めることができるよう連携した取り組みを進める。

イ 教職員の責務

- 教職員は、生徒理解を深め、信頼関係を築き、生徒のささいな変化・兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から関わりを持ち、いじめを看過したり軽視したりすることのないよう努める。
- 教職員は、いじめを発見し、又は相談を受けた場合は、当該いじめに係る情報を学校の定めた方針等に沿って記録するとともに、速やかに「学校いじめ対策組織」に報告し、学校の組織的な対応に繋げる。
- 教職員は、「学校いじめ対策組織」において情報共有を行った後は、事実関係を確認した上で、組織的な対応方針の下、被害生徒のを徹底して守り通す。
- 教職員は、生徒に直接指導する立場にあることから、教職員の不適切な認識や

言動、差別的な態度や言動が生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう十分留意する。

- 教職員は、生徒指導に関する研修会等に積極的・計画的に参加し、研修の成果を共有するなどして、いじめの問題に適切に対応できる力を身に付ける。

(3) 保護者の責務

家庭等は、生徒にとって温かい愛情に包まれた場として、心のよりどころであるとともに、生徒の教育に関し第一義的な責任を有していることから、次の取組を進めることが望まれる。

- 保護者は、その保護する生徒に、家庭や地域社会の中で自分の果たすべき役割があることや、自分を認めてくれる人がいることを実感させ、自尊感情を育む。
- 保護者は、その保護する生徒の発達段階を踏まえ、必要に応じ、自ら範を示すなどして基本的な生活習慣や社会生活上のルール、マナー等を身に付けさせる。
- 保護者は、日頃から家庭において、その保護する生徒との会話や触れ合いを通して生活の様子の変化や不安な気持ちなどの兆候をいち早く把握できるように努め、把握した場合には、生徒に寄り添い、悩みや不安等を共感的に理解するとともに、学校をはじめ関係機関等に相談して支援を受けながらその解消に努める。
- 保護者は、いじめの問題への対応に当たって、学校、いじめを受けた又はいじめを行った生徒の保護者等と連携し、適切な方法により、問題の解決に努める。
- 保護者は、その保護する生徒がいじめを受けている場合には、気持ちを止め心と体を守ることを第一に考え、「絶対に守る」という気持ちを伝え、安心させるとともに、生徒の心情等を十分に理解し、対応するよう努める。
- 保護者は、その保護する生徒がいじめを行った場合には、自らの行為を深く反省するよう厳しく指導するとともに、生徒が同じ過ちを繰り返すことがないように、生徒を見守り支える。

4 いじめの防止等の対策のための組織

(1) 意義

- ・ いじめについては、特定の教職員で問題を抱え込まず組織的に対応することにより、複数の目による状況の見立てが可能となる。
- ・ スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、弁護士、医師等の外部専門家が参加しながら対応することなどにより、実効的ないじめの問題の解決に資することが期待される。

(2) 構成

組織的な対応の中核として、次の教職員等で構成する。

【全日制】

教頭、保健厚生部長、生徒指導部長、学年主任、養護教諭、(当該生徒のHR担任)、(当該生徒の部活動顧問)、(関係教科担任)

【定時制】

教頭、生徒指導部長、教務部長、保健主事、養護教諭、(当該生徒のHR担任)

なお、必要に応じて、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、学校医等が参加する。

(3) 役割

- ・いじめの未然防止のため、いじめを許さない環境づくりを行う。
- ・いじめの早期発見のため、いじめの相談・通報を受け付ける窓口となる。
- ・いじめの早期発見・事案対処のため、いじめの疑いに関する情報や生徒の問題行動などに係る情報の収集と記録、共有を行う。
- ・いじめに係る情報（いじめが疑われる情報や生徒間の人間関係に関する悩みを含む。）があった時には緊急会議を開催するなど、情報の迅速な共有、及び関係生徒に対するアンケート調査、聞き取り調査等により事実関係の把握といじめであるか否かの判断を行う。
- ・いじめが解消に至るまで被害生徒の支援を継続するため、支援内容・情報共有・教職員の役割分担を含む対処プランを策定し、確実に実行する。
- ・いじめの被害生徒に対する支援、加害生徒に対する指導の体制・対応方針の決定と保護者との連携といった対応を組織的に実施する。
- ・学校いじめ防止基本方針が実情に即して適切に機能しているかについての点検を行い、学校いじめ防止基本方針の見直しを行う。
- ・学校いじめ防止基本方針の内容が、生徒や保護者、地域住民から容易に認識される取組を行う。
- ・被害生徒を徹底して守り通し、事案を解決する相談・通報を受け付ける窓口であるなど、「学校いじめ対策組織」の役割が、生徒や保護者、地域住民からも容易に認識される取組を行う。

5 学校におけるいじめ防止の取組

- 生徒の心の通じ合うコミュニケーション能力を育むとともに、生徒が規律正しい態度で主体的に参加・活躍できる授業づくりや集団づくりを進める。
- 配慮を必要とする生徒の交友関係等の情報を把握し、入学や進学時のクラス編成や学校生活の節目の指導に適切に反映する。
- 教職員の不適切な認識や言動が、生徒を傷つけたり、他の生徒によるいじめを助長したりすることのないよう、指導の在り方に細心の注意を払う。
- 子ども理解支援ツール「ほっと」等を活用した生徒のよりよい人間関係を築く上で必要な能力を育成するなど、生徒の人間関係を形成する力の育成を図る取組を推進する。
- 生徒のコミュニケーション能力の育成を図る人間関係づくりの推進に関する事業等の成果を活用するなど、生徒が学習やその他の活動において自己有用感や自己肯定感を高める取組を推進する。
- 生徒が自主的に行うHR活動や生徒会活動等において、生徒自らがいじめの防止に取り組む活動を推進する。

- 学校として特に配慮が必要な生徒については、日常的に、当該生徒の特性を踏まえた適切な支援を行うとともに、保護者との連携、周囲の生徒に対する必要な指導を組織的に行う。
- いじめを防止することの重要性に関する理解を深めるため、生徒への指導、保護者への啓発、教職員の研修等を実施する。

6 いじめの早期発見の取組

- いじめは大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることが多いことを認識し、ささいな兆候であっても、いじめとの関連を常に考慮して、早い段階から複数の教職員で的確に関わりを持ち、いじめを隠蔽・看過・軽視することなく、いじめを積極的に認知する。
- 日頃から生徒との触れ合いや、生徒と教職員との信頼関係の構築に努め、生徒への定期的なアンケート調査や個人面談の実施等により、生徒がいじめを訴えやすい環境を整え、いじめの実態把握に取り組む。
- アンケート調査や個人面談における生徒のSOSの発信や教職員へのいじめの情報の報告など、生徒からの相談に対しては、必ず学校の教職員等が迅速に対応することを徹底する。
- アンケート調査実施後に、関係生徒に対する個人面談を必ず実施する。

7 その他の取組

- プライバシーの保護、セキュリティの必要性の理解、情報発信におけるマナーの遵守など、情報化社会の中で適性に行動するための基となる考え方や態度を育成する「情報モラル教育」の充実を図る。
- 情報を活用して自己の生き方や社会を豊かにするための基礎・基本となる情報活用の実践力等の育成に関する教育を推進する。
- 道教委やネットパトロールと連携し、インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に迅速且つ的確に対処する。